| 二 | 三 | 四 |
|---|---|---|
| （一）法第百八十二条第四項の規定による特許出願の提出日は、特許法第百八十二条第四項の規定による特許出願の提出日（特許法第百八十二条第四項の規定により特許出願の提出日とみなされる日がある特許出願にあつては、当該特許出願の提出日のうちいずれか早い日）から起算して十年を超えない範囲内において政令で定める期間内に特許出願の審査を終了することができないと認められる特許出願であつて、特許法第百八十二条第四項の規定による特許出願の提出日